

平成24年第5回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成24年 8月28日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成24年 9月 3日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
  - 1番 永原良子
  - 2番 岩田清
  - 3番 根橋俊夫
  - 4番 堀内武男
  - 5番 中谷道文
  - 6番 熊谷久司
  - 7番 船木善司
  - 8番 篠平良平
  - 9番 成瀬恵津子
  - 10番 中村守夫
  - 11番 宮下敏夫
  - 12番 三堀善業
  - 13番 宇治徳庚
  - 14番 矢ヶ崎紀男
6. 会議事項
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第1号 平成23年度辰野町一般会計決算
  - 日程第4 議案第2号 平成23年度辰野町上水道事業会計決算
  - 日程第5 議案第3号 平成23年度辰野町簡易水道特別会計決算
  - 日程第6 議案第4号 平成23年度辰野町小野簡易水道特別会計決算
  - 日程第7 議案第5号 平成23年度辰野町公共下水道特別会計決算
  - 日程第8 議案第6号 平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算
  - 日程第9 議案第7号 平成23年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算
  - 日程第10 議案第8号 平成23年度辰野町国民健康保険特別会計決算
  - 日程第11 議案第9号 平成23年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
  - 日程第12 議案第10号 平成23年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
  - 日程第13 議案第11号 平成23年度町立辰野総合病院事業会計決算
  - 日程第14 議案第12号 平成23年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算
  - 日程第15 議案第13号 平成23年度辰野町有線放送特別会計決算
  - 日程第16 議案第14号 平成23年度辰野町介護保険特別会計決算

- 日程第17 議案第15号 平成23年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分  
について
- 日程第18 議案第16号 平成23年度町立辰野総合病院事業会計資本金の額の減少に  
ついて
- 日程第19 議案第17号 辰野町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定に  
ついて
- 日程第20 議案第18号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程第21 議案第19号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 町立辰野病院料金条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 平成24年度辰野町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第22号 平成24年度辰野町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第25 議案第23号 平成24年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第24号 平成24年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予  
算（第1号）
- 日程第27 議案第25号 平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1  
号）
- 日程第28 議案第26号 平成24年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第27号 平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第30 議案第28号 平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第31 議案第29号 平成24年度防災行政無線施設デジタル化増設工事請負契約  
について
- 日程第32 議案第30号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第33 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23  
年度財政指標等の報告について
- 日程第34 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬 元広
住民税務課長	松井 夕起子	保健福祉課長	野沢 秀秋
産業振興課長	中村 良治	建設水道課長	漆戸 芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬 保弘	会計管理者	林 康彦
教育次長	向山 光	病院事務長	赤羽 博
福寿苑事務長	宮原 正尚	消防署長	林 国久
両小野国保診療所 事務長	宮原 修二	社会福祉協議会 事務局長	百瀬 辰夫

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	飯澤 誠
議会事務局庶務係長	赤羽 裕治

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第12番	三堀 善業
議席 第13番	宇治 徳庚

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成24年第5回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、のちほどご覧いただきたいと思います。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第5回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

おはようございます。本日ここに第5回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄大変お忙しい中をご出席賜りまして感謝

を申し上げます。今年の夏はロンドンオリンピックが開催され、連日熱い戦いが展開されました。史上最多の38個というメダルラッシュとなり、国民に大きな感動を与えていただき絆を再認識させていただいた大会であり、敬意を表するものであります。また、続いて開会となりましたパラリンピックにおきましても選手の皆さんの夢に向かって奮闘を期待するところでございます。また気候的にも日本を取り巻く気流の影響から局所型豪雨や猛暑日を記録する等、暑い夏となりました。稲穂も頭を垂れ、早稲の、早稲種のリンゴも色づきはじめて、順調に生育してきておりますが、最近はやばつが気になる天候が続いており、マツタケの作柄も含めて気がかかるところでございます。今年も夏休みを利用して、千葉県から33名の小学生が農山村留学で当町を訪れていただきました。こちらは天候に恵まれ、受け入れていただいた関係者のご尽力により、豊かな自然の中で貴重な思い出と体験を作っただけのものと思っております。9月1日の防災の日に先立ちまして、8月26日には羽場区を主会場として町内各所で防災訓練を実施させていただきました。8,191名の大勢の参加を得る中で、要援護者支援や避難所開設運営訓練等々、各地で真剣に取り組んでいただいたところでございます。地域における防災力の向上の必要性を再認識していただく機会となったことと思っておりますが、引き続き地域コミュニティーの情勢を図りながら安全安心なまちづくりに更にご協力いただき、町も進めてまいりたいと感じております。さて、国会は消費税の増税法案が成立し、衆議院の解散の足音も聞こえてくる中で空転が続いております。今年上半期の国債収支状況は1985年以降、最少の黒字幅に留まり、加えてユーロ圏の経済危機の不安、日本を取り巻く領土問題、TPP交渉の参加等、重要な外交課題も抱えており、日本の未来に禍根を残さないような国民のための政策決定を期待するところでもあります。次に町の事業の進捗状況でございますが、ご案内のとおり辰野病院が竣工となり、町立辰野病院と名称も新たに10月1日から診療が開始となります。公立三病院の連携により上伊那地域の医療の完結を目指しながら、病院を有する町としての利点を活かして、医療、福祉、保健の中核施設として安心を届けてまいりますよう、充実を図っていきたいと思っております。また、経営面におきましても昨年度は黒字決算となりましたが、病院を取り巻く環境は依然厳しいわけでございます。職員一丸となり、気持ちも新たに住民の皆さんから愛される、そして信頼される病院を目指してまいります。変わらぬご支援、お願いをする次第でございます。福祉関係におき

ましては、ほたるの里世代間交流センターの建設事業につき、補正予算をお願いしているところでございますが、大勢の方に利用していただき市街地の空洞化に対する起爆剤となる施設として整備してまいりたいと考えております。また、新たな公共交通づくりにつきましては10月から既存バス路線の見直しを実施するとともに、年度内には乗り合いタクシー型の運行開始を目指すと社会基盤整備にも力を注いでいきたいと思っております。産業振興関係に関しましては荒神山公園内に「森の小径整備事業」が着手となり、魅力ある公園に努めてまいりたいと思っております。また6月28日には農地の効率的利用や農業経営の安定化を目指して各営農組合の一本化を図り、辰野営農組合を発足することができました。農地、水、環境保全事業も川島地区に導入し中山間の農業の振興を図ってまいりたいと思っております。教育関係におきましては今年度は川島小学校、両小野小学校の体育館の耐震補強工事、辰野中学校のトイレ改修工事を実施しており、いずれも順調に進捗いたしております。また、今年度は町民会館の開館してから25周年の節目を迎え、来館者数は延べ総数150万人を数えております。設備面ではエレベーターを設置するとともに記念事業として、今月29日にジブリ作品で唯一のミュージカルであります「おもひでぼろぼろ」がわらび座により上演されます。文化の秋に相応しい貴重な機会であり、幅広い層の多くの方に鑑賞していただくことをお願い申し上げる次第であります。消防関係におきましては、今年度7箇所の耐震防火水槽を計画いたしてございまして、羽場区、上辰野区、唐木沢区の3箇所が着工いたしました。また、去る7月3日、上伊那消防広域化協議会が設置され、消防無線デジタル化に合わせての指令センターの一本化等、上伊那地域の消防行政の効率化と住民サービスの向上を図るため、将来像を協議していくこととなりました。大所高所からご意見をいただきたいと思っております。さて、決算議会と言われる、今定例会に提案いたします議案は平成23年度辰野町一般会計をはじめ、議案第14号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算額は歳入で85億3,493万3,000円、歳出で81億42万3,000円となり、繰越明許費を除きますと実質収支額は4億1,450万7,000円の黒字決算となりました。実質公債費比率など、主要財政指標も改善され健全財政を堅持することができました。そのほか、企業会計の未処分利益剰余金の処分と資本金の額の減少について、条例の制定1件、条例の一部改正3件、平成24年度補正予算8件、工事請負契約について、教育委員会委員の任命を求めることについての人事案件等、計30議案

であります。また報告事項といたしましては、平成23年度財政指標等の報告であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますことをお願い申し上げます、第5回定例会招集にあたってのご挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により、議席12番、三堀善業議員、議席13番、宇治徳庚議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（岩田）

皆さん、おはようございます。去る8月28日、議会運営委員会を開催し、平成24年第5回辰野町議会9月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。8月28日、辰野町告示第35号によって辰野町長より9月定例会を、9月3日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと9月定例会の会期、並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い全員一致して決定いたしました。会期日程案、並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、平成23年度辰野町一般会計決算から、日程第16、議案第14号、平成23年度辰野町介護保険特別会計決算までの14件を一括議題といたします。提案者より各会計決算についての報告を求めます。

## ○町 長

それでは議案第1号、平成23年度辰野町一般会計決算から議案第14号、平成23年度辰野町介護保険特別会計決算までの提案説明を一括申し上げます。一般会計及び特別会計の決算は地方自治法の定めるところにより、歳入歳出予算の執行の実績に基づき会計管理者がこれを調整することになっております。今議会では平成23年度の歳入歳出予算に対しての決算の状況を明らかにし予算の執行の適否を審査していただくことにより執行機関の実務の公正を図るものであります。決算及び付則処理につきましては監査委員の意見を付して議会へ提出し認定を受けるものでありますので、原案認定くださいますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。なお決算の概要につきましては会計管理者に説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。以上であります。

## ○会計管理者

それでは平成23年度辰野町一般会計及び特別会計の決算を提案するにあたり、その概要についてご説明申し上げます。平成23年度も依然として厳しい財政状況の中ではありましたが、職員のコスト意識を高め、限られた財源の効率的・効果的な活用を図りながら予算を執行してまいりました。一般会計決算総額は歳入で85億3,493万3,000円、歳出で81億42万3,000円となり、繰越明許費2,000万3,000円を含む翌年度繰越額は4億3,451万円となりました。基金につきましては財政調整基金へ3,663万8,000円、庁舎等建設基金へ1億円、町営住宅整備基金へ1,634万7,000円など9基金へ合計1億6,533万7,000円を積立しました。また、基金の取り崩しでは地域振興基金2,000万円など3基金、合計2,281万8,000円を取り崩しました。結果、土地開発基金を含む基金総額は27億9,918万9,000円となりました。歳入のうち主なものについてご説明いたします。町税では法人町民税現年度分で前年度に比べ433万6,000円の増があったものの、個人町民税現年度分では前年度比マイナス1.2%、1,060万1,000円の減、固定資産税現年度分では前年度比マイナス2.4%、3,034万1,000円の減となり総額では前年度比マイナス1.3%、3,401万6,000円減の合計で26億654万9,000円となりました。地方譲与税等の交付金は概ね前年度に比べ減となっており、その内、地方交付税は一般・特別合わせて25億8,620万9,000円で、前年度に比べ1,270万4,000円の減となりました。国庫支出金は7億2,072万4,000円で前年度比4,425万8,000円の増となりましたが、これ

は子ども手当負担金、2,394万円の増、公立学校施設整備費補助金、7,791万円の増などと、繰越の老人福祉費補助金3,127万円の減、土木費の社会資本整備総合事業交付金2,347万円の減、選挙費委託金1,066万円の減等によるものであります。県支出金は5億1,617万4,000円で前年度比1億60万4,000円の減となりましたが、これは老人福祉費補助金の内、介護緊急基盤整備等特別対策事業補助金1億798万円の減、長野県公共投資臨時交付金3,375万円の減等によるものであります。町債は総額で8億7,090万円で、前年度比1億3,020万円の増となりました。主なものとしましては新町保育園新築工事、東小学校の耐震工事を含む大規模改修工事、昨年5月と9月に発生しました大雨による災害の復旧事業等のほか、臨時財政対策債であります。続きまして、歳出についてご説明いたします。議会費は議員報酬や議員共済年金負担金、職員給与等議会の運営に要した費用であります。総務費のうち防災事業費では地域防災計画策定業務を委託し、見直しを行ってまいりました。前年度から繰り越したきめ細やかな交付金事業では三級の滝歩道整備や道路改良・舗装工事、かやぶきの館の屋根吹き替え工事等を、住民生活に光をそそぐ交付金事業では障がい者作品展の開催、また町民会館・図書館の補修・改修工事及び図書やDVDの充実に努めてまいりました。徴税費のうち賦課徴収費では固定資産税基礎資料の整備を行ってまいりました。選挙費は辰野町議会議員一般選挙及び長野県議会議員一般選挙に要した費用であります。民生費の内、社会福祉費では障がいを持つ方の施設や在宅での暮らしを支援しております。老人福祉費では養護老人ホーム入所措置費や高齢者自立支援住宅の管理運営を、また介護予防空間整備事業として図書館に併設しました世代間交流施設建設をはじめ、宮木中央地区、上辰野地区など合わせて10施設の整備事業を行ってまいりました。児童手当及び子ども手当事務では、延べ3万785人に対して手当を支給してまいりました。児童福祉費では各保育園の運営経費と新町保育園建設工事費が主なものであります。衛生費の内、予防費では支給頸ガンワクチン接種や肺炎球菌ワクチン接種等の予防接種委託料、医薬材料費が主なものであります。環境衛生費では浄化槽設置事業補助金のほか、75件の太陽光発電システム設置に対し補助金を交付してまいりました。健康増進事業では、胃・大腸・子宮ガン等各種検診委託料が主なものであります。塵芥処理事業は可燃物・不燃物等の収集委託料と伊北環境行政組合・広域連合・湖北行政事務組合への負担金が主なものであります。農林水産業費の内、農業振興費では町営農センター



や新規就農者インターン事業へ負担金を交付しております。国庫補助土地改良事業費では竜東地区での県営農村災害対策整備事業調査計画事業を委託しております。地籍調査事業費では下辰野1区の測量業務と小野4・5区の検証測量を委託しております。地域農業基盤確立農業構造改善事業費では、かやぶきの館の厨房器具とマイクロバスを購入いたしました。林業費では引き続き有害鳥獣駆除に力を注いでまいりました。林道費では7路線の路面補修工事を、繰越事業として2路線の整備を行いました。商工費では商工業振興資金利子補給及び補償料や、商工業振興のための補助金等を支出しております。観光費では、新しく情報発信ラジオ番組放送を委託しております。また三級の滝、盛土工事や蛇石、藤棚改修工事等を行ってまいりました。自然環境整備支援事業では、しだれ栗公園へ監視カメラを設置いたしました。土木費の内、土木総務費では住宅リフォーム補助金を交付いたしました。道路橋梁費では町単道路維持補修工事26箇所、道路新設改良工事9箇所、社会資本整備総合交付金事業として、新町西ヶ丘の町道1670号線の土地購入と新設工事及び下辰野新屋敷の町道1012号線の土地購入と測量設計等を委託しました。道路舗装費では平出旭町ほか15箇所の舗装工事を、防衛施設周辺町道改良事業費では射撃場周辺の道路改修工事を、鴻ノ田辺地道路整備事業では町道59号線の整備事業を実施しました。都市計画費では都市計画基本図修正業務及び都市公園13箇所の長寿命化計画策定業務をそれぞれ委託し、また都市公園内のブランコの撤去及び設置工事を行ってまいりました。住宅費は公営住宅及び町営住宅の維持管理に要する費用であります。また本年度は平出・見宗寺団地を取り壊し土地を売却いたしました。消防費は主として消防本部及び辰野消防署の負担金であります。また4基の消火栓新設と1基の改良工事を行い、第2・第3・第8分団の屯所改修工事に補助金を交付しております。教育費の内、教育総務費では西小・南小・川島小体育館の第2次耐震診断委託料、小学校ALT支援業務委託料、工事費としましては各小中学校の改修工事及び南小の放送設備・プールろ過器・給湯ボイラーの改修工事を行っております。小学校費では職員給与や臨時職員賃金等が主なものですが、本年度は東小学校管理棟の耐震補強・大規模改造工事と、南小・給食棟の耐震補強工事を実施しました。中学校費では人件費等のほか、辰野中学校統合開校50周年記念事業補助金や、英語指導助手招致に関する費用等が主なものであります。社会教育費では和太鼓の購入、図書館の1階トイレ改修工事、学童クラブ事業委託料、美術館の耐震診断委託料、美

術館・昆虫館の下水道接続工事、小野宿問屋の修繕工事、町所蔵資料のデジタル化委託料、遺跡出土石器の図化業務委託料、町民会館の舞台吊り物設備改修工事等が主なものであります。保健体育費は、西小体育館及び荒神山スポーツ公園の維持管理費が主なものですが、そのほか、町民体育館外壁改修工事、武道館・弓道場の屋根改修工事等を行いました。災害復旧費は5月と9月の大雨により流されてしまった羽場下井頭首工のほか、被害を受けた林道や町道の復旧工事費であります。公債費は起債の償還金で元金・利息合わせて7億8,507万4,000円となりました。

次に、特別会計についてご説明いたします。本年度は11の特別会計及び2つの企業会計、すべてが黒字決算となりました。その内、上水道事業会計では、湯舟PC配水池更新事業に伴う用地取得及び築造、場内配管、電気計装設備工事の契約を行い、事業への推進を図りました。また富士塚配水池流量計更新工事、配水管布設工事等を行い、安心・安全な水道水の安定供給に努めてまいりました。簡易水道特別会計では、8簡易水道で通常水質検査のほか、クリプト検査も強化し水質管理の徹底と、安定した給水に心掛け、施設の保全に努めてまいりました。小野簡易水道特別会計では、飯沼取水整備工事、下町水源送水ポンプ補水槽修繕工事等を行うとともに、上水道との統合を意識した固定資産調査についても取り組んでおります。公共下水道特別会計のうち水処理センター管理費では、脱水ケーキ処分委託料や運転管理委託料、次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ更新工事等、ポンプや機器類の更新や補修を行っています。公共下水道事業費では水処理センター長寿命化計画や事業計画の見直し、管理の最適化共同研究等に取り組んでおります。特定環境保全公共下水道特別会計では通常の管理運営のほか、余剰汚泥ポンプ分解点検工事等、施設の維持補修に取り組んでおります。農業集落排水処理施設特別会計では、各施設での維持管理委託料、脱水汚泥処分委託料等が主なものであります。国民健康保険特別会計については、地域医療の確保と住民の健康増進に大きく貢献しておりますが、国・県・地方を通じた財政状況は厳しく、医療費は伸び続け、国保の運営は大変困難になってきています。本年度やむなく国保税の税率をアップしたわけですが、実際の税収は見込額の半分以下となり、基金の取り崩しで対応し黒字決算となりましたが、この分は国庫金の過払いとして国に返還しなければならず、国保運営の厳しさは変わりありません。国民健康保険診療所特別会計は第一診療所と川島診療所の運営経費です。それぞれ週2回・週1回と診療と往診を行ってまいりました。両診

療所とも患者数は若干増加しましたが、支出も増加し、国保会計からの繰り入れによって運営を維持しているのが現状であります。後期高齢者医療特別会計については、保険料の徴収分と一般会計からの繰入金を、長野県後期高齢者医療広域連合へ負担金として納入するものであります。町立辰野総合病院事業会計については、常勤医師の不足が経営に大きな影響を与えていたわけですが、本年1月から整形外科医1名が常勤となり、また地域の連携により亜急性期の入院等が増えたことと、経費の節減の努力もあって、8年ぶりの黒字決算となり新病院の開院に向けて励みとなる結果を残せました。一方で資本的収支にあっては、新病院建設に向けて地域医療再生事業交付金5億4,000万円、企業債10億7,560万円等を活用し、建設改良費16億6,810万円を支出しております。まもなく新病院が開院となるわけですが、依然として医師確保・看護師確保については厳しい状況が続いているわけですが、病院改革プランに基づき、経営改善に努め、医療環境の整備、良質な医療の提供を目指してまいります。介護老人保健施設特別会計については、入所定員の4名増など事業の促進を図ってまいりました。しかし、病院が移転することによる今後の施設運営についても検討を迫られる年でもありました。開設以来19年経過し、経営環境を取り巻く現状は大変厳しいものがありますが、介護を必要とする高齢者に安心で安全なサービスを提供できるよう引き続き努力してまいります。有線放送特別会計については23年12月末をもって業務を終了し、新たに告知システムの運用を開始しました。決算につきましては新システム移行のための経費等を支出しております。介護保険特別会計については、在宅や施設でのサービス利用者は増となっております。また、介護予防を目的として地域で取り組む地域支援事業も継続して実施し、訪問・通所の介護予防事業、家族介護支援事業を行ってまいりました。また上伊那成年後見センターが開設され、高齢者の財産保全等への取り組みを行っております。以上、一般会計と、11の特別会計、2つの企業会計、合わせて14会計について、決算の概要を説明させていただきました。

平成23年度に計画いたしました数々の事業が概ね完成することができました。これもひとえに町議会をはじめ、町民各位のご理解とご協力の賜物と、心から敬意と感者を申し上げ概要説明といたします。細部につきましては別冊の決算説明資料をご覧ください。内容ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

続いて決算審査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

○代表監査委員（小野）

決算審査の結果について、お手元の「審査意見書」に沿って、主な点について報告します。一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページをお開きください。平成24年7月31日、8月1日、2日、3日に役場第2会議室において、平成23年度の一般会計及び特別会計11会計の歳入歳出決算、並びに地方自治法施行令第166条第2項に定める書類について、関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期監査の結果をも照合し、併せて検討を加えました。また、7日午前には財政健全化法による健全化判断比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査しました。2ページの表1の一般会計及び特別会計決算書をご覧ください。平成23年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額140億2,599万2,000円、歳出総額135億2,248万7,000円、前年対比では、歳入で0.2%、歳出では0.02%とそれぞれ減額となりました。一般会計決算額は、歳入総額85億3,493万3,000円、歳出総額81億42万3,000円で、実質収支額は4億1,450万7,000円の黒字決算であります。これに11特別会計を加えての実質収支は、4億8,350万3,000円の黒字決算となっております。3ページの表2、歳入の款別明細表をご覧ください。一般会計の歳入状況は、歳入全体に占める割合の多い町税が対前年比1.3%、3,400万円の減額、地方交付税が0.5%、1,270万4,000円の減額により昨年度より減収となりました。5ページの表4、町税決算表をお願いいたします。町税では、町民税は個人所得の低迷などにより前年に対し0.6%、597万8,000円、固定資産税は、償却資産の新規取得の減少、土地価格の下落などにより3.3%4,269万5,000円がそれぞれ減り、軽自動車税、たばこ税、入湯税は増額となりました。6ページの表5、町税等の収入・収入未済額表をご覧ください。現年度課税分の収入額が25億7,681万9,000円で、前年度比0.8%、2,101万4,000円の減となりました。収納率は98.6%で前年度と同じとなりました。また町税全体の収入未済額は1億7,799万円で前年とほぼ同額となっております。町税等の滞納整理については、滞納繰越分の収納率が16.6%で前年より6ポイント下回っております。22年度では問題のあった大口滞納者からの徴収が大きくポイントを伸ばしていましたが、今後も自主財源の確保と税負担の公平性の見地から、引き続き収入未済

額の縮小に最善の努力をお願いするものであります。7ページの表6、歳出款別執行状況表をご覧ください。次に予算の執行状況であります。予算額86億6,029万8,000円に対し、支出額81億42万3,000円で、執行率93.5%となっております。歳出総額では前年度を2.6%、2億1,016万7,000円下回っております。前年に比べ歳出が下回った理由は、総務費において財産管理費の積立金が、土木費において用地対策費の公有財産購入費の減少などが主であり、必要経費以外の予算執行においては、職員の意識の改革や行政評価に基づく進行管理が浸透しつつあり、経費の節減が図られたと考えられます。このため、実質収支では翌年度へ4億1,450万7,000円の繰越しができました。12ページと13ページ、基金の運用状況表と特別会計基金の運用状況表を合わせてご覧ください。次に一般会計の基金であります。いくつかの基金で、合わせて2,281万8,000円の取り崩しがあったものの、財政調整基金に3,663万8,000円、庁舎等建設基金に1億円など合計1億6,533万7,000円の積立てができ、一般会計の基金残高は27億9,918万9,000円、特別会計を含む基金残高は34億5,627万3,000円となりました。なお、審査に付された書類、その他関係帳簿の計数は正確であり、各基金は設置の目的に沿って適正に運用されたものと認めました。15ページ表12の主要財務指標をご覧ください。また、主要財務指標の内、経常収支比率は84.2%と前年より6.1%上回ったもので、今後も財政の硬直化を招かぬように一層経常経費の抑制に留意を願いたいと思います。財政力指数は0.52となり前年より0.028ポイント下回っています。18ページをお願いします。財政健全化判断比率とその基礎となる事項を記載した書類について、8月7日に全ての書類を審査しました。いずれも適正に作成されているものと認めました。19ページ表13、健全化判断比率の表をご覧ください。健全化判断比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字になっており問題はありません。実質公債費比率は11.9%と前年に引き続き改善されています。今後は新辰野病院建設の建設費の起債による数値の上昇が心配されますが、他事業を計画的に進めることにより比率が上がらないよう、今後も改善及び堅持に努められることを望みます。将来負担比率は45.9%となっております。早期健全化基準が350.0%からすれば健全の範囲内と考えられます。

戻って2ページ表1の一般会計、特別会計の決算表をご覧ください。続いて特別会計であります。国民健康保険特別会計ほか10会計の歳入総額は54億9,106万円、

歳出総額54億 2,206 万 5,000 円、実質収支 6,899 万 5,000 円の黒字決算であり、各会計とも特に問題とする指摘もなく適正でありました。また、それぞれの特別会計における事業目的を達成するためには、安易に一般会計からの繰入金に頼ることのないよう、独立採算の原理に基づく経営をお願いします。

公営企業会計決算審査意見書 1 ページをお開きください。次に公営企業会計決算についてであります。8 月 1 日及び 3 日役場第 2 会議室において、辰野町上水道事業会計及び町立辰野総合病院事業会計を審査いたしました。15 ページ表 14、資金不足比率をご覧ください。また、8 月 7 日には財政健全化法による資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査しました。いずれも適正に作成されているものと認められました。資金不足比率は両事業会計とも黒字となっているため問題はありませんでした。戻って 2 ページをご覧ください。上水道事業会計においては、収入の主なものが給水収益であります。給水人口の減少と節水による有収水量の減少により営業収益は減収となりました。しかし費用面において経費が減少したことから、経常利益は 3,750 万 4,000 円となり昨年度に引き続き黒字決算が続いていることを評価いたします。7 ページの表 6、上水道未収金をご覧ください。また、水道使用料金の収納については、景気低迷が影響してか未収金の増加が見られるので、悪質と思われる者については給水停止などの法的措置を取るなどして、公平性の確保と会計への影響のないよう収入確保に今後もお心掛けていただきたい。今後の上水道事業は、現在工事中の湯舟配水池のほか、耐震性の強化など保安対策、安全対策を必要とする施設、老朽化した配水施設の更新など取り組んで行かなければならない事業が多々あります。これらを積極的に推進できるよう公営企業としての経済性を発揮し、効率的な運営、建設コスト縮減により財源を確保し安全で美味しい水を安価で供給するために、更なる努力を望むものであります。

8 ページをご覧ください。次に町立辰野総合病院事業について申し上げます。平成 23 年度の決算では、1 月から整形外科医が 1 名着任され、常勤医師 7 名体制となり入院患者数は前年度と比べて 3,497 人の増、外来患者数も 1,612 人と前年度に比べ大幅に増加し、総収益においても 2,361 万 3,000 円の増収となり、更に総費用は 2,269 万 9,000 円の減額に努めていただいた結果、純利益 1,040 万 2,000 円が計上され 8 年ぶりの黒字決算となりましたことは、先生方をはじめとする職員の皆さん

の努力のおかげと評価いたします。この10月開院の新辰野病院への経営に向って良い弾みになったと思います。また、地方公営企業法の改正により8億円余りあった未処理欠損金についても、この9月議会提出の議案にて処分され、欠損金は解消されますが、今後の見通しとしては新病院の減価償却費は増え、医業費用が増加すると思われることから更なる医業収支の改善をお願いします。12ページの表13、未収金状況表をご覧ください。未収金については、現年度の医業未収金の増加の傾向が見られるので、毎日の窓口請求で未収金を発生させないことが重要であります。入院・外来とも関係各署が連携をとり、徴収体制の工夫をするなど、窓口職員のみならず職員一丸となって未収金防止に引き続き努力されることを望みます。また、今後医療を取り巻く環境の改善は望めず、自治体病院の経営は一層厳しくなる傾向にあると思われませんが、辰野病院改革プランの目標の達成に向けて一層の努力をお願いします。

以上、平成23年度一般会計ほか各会計の決算は、決算書及び諸帳簿、証拠書類について精査し、慎重審査を行いました。収支の計数に誤りもなく、証拠書類も整備され、会計経理は正確と認め意見といたします。

○議長

ここで各会計の決算について質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総体的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。本、決算関係議案につきましては会議規則第37条の規定により、各常任委員会に分割付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって総務産業常任委員会に対し議案第1号、平成23年度辰野町一般会計決算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内、水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費、議案第2号、平成23年度辰野町上水道事業会計決算、議案第3号、平成23年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第4号、平成23年度辰野町小

野簡易水道特別会計決算、議案第 5 号、平成23年度辰野町公共下水道特別会計決算、議案第 6 号、平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、議案第 7 号、平成23年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議案第13号、平成23年度辰野町有線放送特別会計決算認定の件。福祉教育常任委員会に対し、議案第 1 号、平成23年度辰野町一般会計決算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）

10. 教育費、議案第 8 号、平成23年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第 9 号、平成23年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算、議案第10号、平成23年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第11号、平成23年度町立辰野総合病院事業会計決算、議案第12号、平成23年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算、議案第14号、平成23年度辰野町介護保険特別会計決算認定の件、以上を各常任委員会に付託することに決しました。日程第17、議案第15号、平成23年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第15号、平成23年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由をご説明申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 1 次の一括法ですけれどもこちらにより、地方公営企業法が一部改正され、今までの法定積立金の積立義務が廃止されまして、利益の処分が条例または議会の議決により可能となりました。それに伴い、今回、未処分利益剰余金 3,750 万 3,536 円の内、減債積立金及び、建設改良積立金としてそれぞれ 1,000 万円を、残りの 1,750 万 3,536 円を利益積立金に積み立てたいとするものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

（質疑、なし）

○議 長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第15号については、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありま



せんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号については、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第18、議案第16号、平成23年度町立辰野総合病院事業会計資本金の額の減少についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第16号、平成23年度町立辰野総合病院事業会計資本金の額の減少について提案理由をご説明申し上げます。地方公営企業法、昭和27年法律第292号が平成24年4月1日一部改正されまして、議会の議決により自己資本金の額の減少が可能となったために新病院開設にあたりまして、自己資本金の額の減少による繰越欠損金の処分を行うものであります。それに伴いまして自己資本金14億1,874万4,065円の内、8億2,772万5,853円を減少し、当年度、未処理欠損金と振り替え繰越欠損金をゼロとするものであります。以上、提案説明申し上げます。ご審議の上、原案可決いただけますよう、お願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑、なし)

○議 長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第16号については、会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号については福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第19、議案第17号、辰野町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第17号、辰野町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について提案理由を説明申し上げます。辰野駅前の地区計画策定にあたり、都市計画法第16条の規程に基づき地区計画等の案に係る意見の提出方法等を定めるため、条例を制定するものでございます。ご覧いただきたいと思っております。第1条につきましては目的、第2条につきましては地区計画等の原案の提出方法、第3条、説明会の開催等、第4条、地区計画等の原案に対する意見の提出方法。裏面になりますが、第5条、委任。項目を定めるものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。

(質疑、なし)

○議 長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第17号については会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号については、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第20、議案第18号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第18号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。辰野町医療費特別給付金の内、身体障害者手帳3級、及び精神障害者保健福祉手帳2級所持者の所得制限につきまして、所得税の扶養控除の見直しによります影響を受けないようにするための改正でございます。これは子ども手当創設に伴い年少扶養親族に対する扶養控除の廃止、及び高校の実質無償化

に伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ分が廃止されましたが、その影響を受けないよう所得税法を改正前の規程による計算を用いて所得判定をずらした改正でございます。県の福祉医療給付事業補助金交付要綱については既に改正されておりますので、これに伴い町の条例も改正するものでございます。この条例は公布の日から施行し、24年8月1日から適用するものといたします。また、前項の規定に関わらず、平成24年7月31日までに受けた診療及び療養費につきましては、なお従前の例によります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第18号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第19号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。水質汚濁防止法施行令の一部が改正されまして、1・4ジオキサンという化合物ですけれども、これに関する特定施設が追加され、特定施設からの排水基準が定められたことを受け、下水道法施行令も同様に改正されましたので、事業所から排出される下水の排水基準に1・4ジオキサンを追加しまして、2ページ目、この表の2ページ目にあります27の1・4ジオキサンの項目の基準を1リットルにつき0.5ミリグラム以下とするものです。現在のところ町内で下水道に接続している事業所で該当する特定施設はないと判断しています。この条例は公布の日から施行するものとします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案

可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第19号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。日程第22、議案第20号、町立辰野病院料金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第20号、町立辰野病院料金条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。町立辰野病院の新築に伴いまして特別室使用料及び病衣貸借料の変更を行うため、条例の一部を改正するものであります。別表中、下記に示してあります現在の特別室使用料を、2ページ中段をご覧ください。308、1日3,150、1床室から3ページの371、1日3,150、1床室に改正するものであります。料金改定は特別室8,400円、1室、シャワー付き個室、5,250円10室、個室3,150円11室、計22室の設定となります。また、病衣の貸し出しにつきまして70円を105円に改めるものであります。以上、提案説明申し上げます。ご審議の上、原案可決いただけますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第20号については会議規則第37条の規程により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号については福祉教育常任委員会に付託することに決しました。只今より、暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時25分といたします。

休憩開始 11時 15分

再開時間 11時 25分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第23、議案第21号、平成24年度辰野町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは、平成24年度辰野町一般会計補正予算(第4号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、駅前開発用地購入費及びほたるの里世代間交流センター整備事業費であります。この補正総額は5,219万円の追加であり、予算総額は76億9,367万8,000円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫補助金及び繰越金の増額補正であります。歳出につきましては、総務費で駅前再開発地の購入費、民生費でほたるの里世代間交流センター用地の購入費、現建物の取り壊し費用と施設の工事費等であります。ほたるの里世代間交流センターにつきましては、介護予防事業や健康・栄養教室をはじめ、各種教室・交流会・伝統的な食文化の継承など、子どもから高齢者まで大勢の人が利用できるよう、広く明るい交流スペースをとり、バリアフリーで、厨房部分も広く確保し、身体に障がいのある方に対しましても、やさしい施設と考えております。

以上のおおりに、補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じまして関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋(3番)

2点お伺いをしたいと思います、最初にこの事業の目的ということであります。

今、町長から介護・栄養教室だとか、食文化の継承等々の説明ありましたけれども、いわゆる世代間交流って大きく括ったこの事業のイメージっていう点がいまいち、こう具体的に分からない部分もありますので、どのような具体的な事業を目的とした施設なのかという点でご答弁いただきたいと思います。2番目はより重要な問題でありますけれども運営のあり方であります。このことにつきまして報道等でなされてから、いろんな意見も若干いただいておりますけれども、あそこの地区について今後何らかの形で、さきほどの町長の挨拶では空洞化に対する起爆剤としたいというような表現もありましたけれども、そういった方向については誰も異議がないと思うんですが、運営について下辰野の区等ではいわゆる従来のこういった施設は指定管理制度を取っていることが通例ですけれども、ちょっと困難というようなことで、町が直接運営していくような形を取らないと、この事業目的は達しない、達することはできないではないかっていうふうには思うわけです。と言いますのは、あそこにはパルティスもありますし、それから下辰野公民館をはじめ、いくつかの公共施設もある中で、なぜ今回こういうものやるかっていう点の、運営と絡めてですね、どういう運営をしていくのかっていうことが非常に大きな関心事になってきているわけでありまして、そういう意味で町がどのような形でこれを運営していくっていう考えなのかお伺いしたいと思います。

#### ○保健福祉課長

この施設の目標というかですね、具体的な事業の展開については2回ほどの全協の方でも話をさせていただいております。その後、各方面から非常にご意見をたくさん頂戴をしております。私どもの方にも23件ほども来ておりまして、その中でこの高齢者の介護予防、また世代間の交流っていうものをメインに置いた内容のものが数々寄せられているっていうようなことでございます。したがって、こうしたものを今度のこの施設の展開ということで進めてまいりたいと思います。まずちょっとこっちの方へ提出されている具体的なメニュー等でございますけれども、栄養教室だとかですね、料理教室、絵手紙教室、ふれあい健康教室、囲碁教室、折り紙教室、将棋教室、地域活性化塾、外国語教室、軽スポーツ教室、それから、教室の中の関係でも子どもの寺子屋だとか、高校生の勉強場所として活用したらどうかとか、小学生の放課後の教室、というようなものもどうか。また、サロンとして誰でもサロン、町の縁側的な扱いをしたらどうかと。また、交流会に、交流会とい

うことですね歌声の広場だとか、子どもと母親のおしゃべり広場、イクメンの交流会、それから障がい者の交流会、食事をしながら談話会っていうようなことも出ております。また、特産物等の販売というような関係も高齢者の方が、また幅広い世代の方がこちらの施設の方に来ていただくためには伝統的な食物であるおやきだとかそうしたものを販売したらどうか。また特に障がい者の施設からも工房ぬくもりで作っているうどんとかラーメンの販売だとか、あとパンとかどら焼きを作っている障がい者施設もあるので、そういう所も販売する中で高齢者に来ていただいて買っていただいたらどうか、というようなことも出ております。それからバザーとかフリーマーケット、それから展示会、絵画だとか陶芸、こうしたこともしたらどうかというようなことでございます。それからちょっと今、求人の方が非常に大変ということでハローワークの求人版の設置をしたらどうかとか、今年のように暑い夏はクールシェアリングの場所として子どもから高齢者までも集まれる施設というようなことで、そうした意見がたくさん出ております。したがってこれがかなり世代間交流っていう部分には殆ど当てはまってくるかなというふうに思います。そうしたものを今後、かなり出てくる予定でありますので、そうした中を含めた中で建物の設計等に入っていく、できるだけこういう事業を展開をしていきたいというふうに思います。それから運営については、前回の全協でもちょっとお話ししましたけれども現在では、公設民営が一つの方法ということで検討をしております。以上でございます。

#### ○根橋（3番）

今の言われた事業、これが実現できれば非常に良いかなっていうふうに思っているんですけども、一番はやはり誰がどうやって運営していくかっていうことに尽きてくるのではないかっていう点で、今後公設民営っていうことなんですけれども、その民て言うのは具体的にはどのような構想で現時点では考えておられるのかっていうことを、それから実際に今度利用していく場合、他の施設の場合はどうしても負担金というのが生じて、あるいは利用料ですかね、そういったものが生じてくるわけなんですけれども、そういったものについてはどのように考えてるかお伺いしたいと思います。

#### ○保健福祉課長

それにつきましては、只今の具体的な事業の展開の中でできるだけ大勢の方が利

用できるような態勢づくりということで、今後検討をしていきたいというふうに思っています。

○議長

ほかにありますか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第21号、平成24年度辰野町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号、平成24年度辰野町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは平成24年度辰野町一般会計補正予算（第5号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、辰野中学校第1校舎、また屋外トイレの大規模改造工事、それから南信地域交通災害共済の割戻金による地区取扱手数料及び交通安全、防犯協会啓発車両の購入費、7月9日及び8月6日の雨による町単災害復旧工事費などの補正予算であります。この補正総額は1億1,291万6,000円の追加であり、予算総額は78億659万4,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては、地方特例交付金、分担金負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入の増額、繰入金の減額補正であります。歳出につきましては、総務費では南信地域交通災害共済割戻金による地区取扱手数料及び交通安全、防犯協会啓発車両の購入費、庁舎受電設備改修工事費、東日本大震災避難者交流会の負担金などの補正であります。民生費では障がい者相談従事者初任者研修費などの補正であります。衛生費では制度改正により生ワクチンから不活化ポリオワクチンの接種に伴う医薬材料費及び、廃食用油回収委託料の補正であります。農林水産業費では、農業体質強化基盤水路農道工事、また、かやぶきの館の女子浴室壁面張替工事などの補正であります。商工費では観光パンフレット増刷などの補正であり



ます。土木費では宮木、林の下の町道用地購入費及び測量調査業務委託費、荒神山スポーツ公園将来計画素案作成業務委託料などの補正であります。消防費では、中央道救急支弁金確定による負担金の補正などであります。教育費では辰野中学校第1校舎、屋外トイレの改修工事費、緊急雇用創出事業による南小学校特別支援員などの補正であります。災害復旧費は、林道災害では林道楡沢線ほか、農地災害では小野町裏水路改修のための資材支援、町単公共土木災害では町道7号線ほか復旧工事などの増額であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長からの説明もいたさせますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

#### ○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第25、議案第23号、平成24年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

#### ○水処理センター所長

議案第23号、平成24年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,459万8,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入については財政調整基金繰入金を678万8,000円と次ページの7ページの前年度繰越金を671万2,000円追加しました。8ページをご覧ください。歳出については公共下水道費の内、水処理センター管理費の工事請負費でマンホールポンプ場ポンプ更新工事として350万円追加しました。これは合同ポンプ場で、当初予算でポンプ1台の分解点検工事を予定していたものをポンプの更新工事、取り替えですね、こちらの方に変更するためその差額分を計上しました。取り外した古いポンプは予備機として保管使用する予定です。公共下水道事業費では委託料を1,000万円追加しました。これは下水道環境耐震化計画を今後国庫補助を受けて実施していくために、詳細データの不足している箇所が8箇所ほどありまして、その場所の地質調査を実施するための委託料です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第23号、平成24年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。日程第26、議案第24号、平成24年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第24号、平成24年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,276万1,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入については財政調整基金繰入金を500万円追加しました。7ページをご覧ください。歳出については特定環境保全公共下水道費の内、水処理センター管理費の工事請負費でマンホールポンプ場、ポンプ更新工事など500万円を追加しました。これは主におし橋ポンプ場のポンプ1台が故障し修繕での対応ができないため、ポンプ本体を取り替える必要ならなくなったことによります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第24号、平成24年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。日程第27、議案第25号、平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第25号、平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億9,680万円とするものでございます。内容につきまして歳入6ページをご覧ください。療養給付費等交付金は退職者医療分前年度実績が確定し、追加交付となり320万2,000円の増額でございます。7ページをご覧ください。前年度繰越金133万5,000円の増額でございます。歳出8ページをご覧ください。国庫支出金償還金でございますが、一般療養給付費等負担金452万7,000円。出産育児一時金補助金、1万円それぞれ確定によりまして償還金の増額でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第25号、平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。日程第28、議案第26号、平成24年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第26号、平成24年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。本補正は予算第3条、支出医業費用の30万円の増額補正と、予算第4条、収入補助金の内、2,992万5,000円の増額補正し、また支出、建設改良の内、医療機器購入及び工事請負費に対する4,390万円の増額補正とし、予算第9条に定めた重要な資産の取得に次の備品4点を追加するものであります。6ページをご覧ください。収益的支出経費、食料費の内、竣工式祝賀会賄いのための30万円の増額補正するものです。7ページをご覧ください。資本的収入、国庫補助金2,992万5,000円、公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金の増額補正です。この補助金は地球温暖化等、環境問題を解決するため国のグリーンニューディール基金による病院に設置する太陽光発電システム、太陽光パネルと蓄電池に対する補助金であります。補助率100%の事業であります。8ページをご覧ください。資本的支出、有形固定資産購入費、医療備品の内、X線テレビ装置及び一般撮影装置不足分、また患者監視装置及びベッドサイドモニターの購入に1,140万円の増額。建設工事費、委託料、CT・X線撮影装置移設費減、また検査機器移設委託料の増ということで250万円の減額。また工事請負費、さきほどの太陽光パネル設置工事として3,500万円の増額補正するものであります。以上、提案説明申し上げます。ご審議の上、原案可決いただけますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○船木（7番）

8ページをお願いいたします。工事請負費に太陽光パネルの設置3,500万円盛っておりますけれども、このパネルの電気容量、それから電力の消費箇所というのは特定されているのかどうなのかお伺いいたします。

○辰野病院事務長

今回設置します太陽光パネルの設置にあたりまして、パネルの枚数は144枚予定してまして、電気量につきましては今資料がございませんが、一応、節減率は約5.6%を予定しております。以上であります。

○船木（7番）

消費箇所もお願いいたします。

○辰野病院事務長

どういった。

○船木（7番）

電力をどこへ使用するのか。

○辰野病院事務長

申し訳ございません。今回のパネル設置にあたりますシステムですが、蓄電池を含めまして通常、病院で使用してます消費電力に上乘せして太陽光の分を使います。そのほか、停電時におきましては供給電力がゼロになるものですから、この場合、蓄電池を使用しまして1階また3階の所に設置してありますコンセントからその分、非常用の例えばパソコンとか医療機器に使用するために設置するものであります。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第26号、平成24度町立辰総合病院事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。日程第29、議案第27号、平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福寿苑事務長

議案第27号、平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,603万8,000円とするものであります。その内容を申し上げます。6ページをご覧ください。歳入の繰越金であります。平成23年度の決算により126万2,000円の減額

補正をするものであります。7ページをご覧ください。歳出の内、一般管理事務費の需用費の賄材料費126万2,000円を減額補正するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第27号、平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。日程第30、議案第28号、平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第28号、平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,472万9,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入でございますが告知システム使用料80万円の追加であります。7ページをお願いします。繰越金につきましては、額が確定したことにより56万7,000円の減額でございます。次に8ページをご覧ください。歳出でございますが、維持管理費におきまして通信機器等の修繕料23万3,000円の増額であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第28号、平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第31、議案第29号、平成24年度防災行政無線施設デジタル化増設工事請負契約についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第29号、平成24年度防災行政無線施設デジタル化増設工事請負契約について提案理由を申し上げます。平成24年度防災行政無線施設デジタル化増設工事につきましては、平成24年8月24日、随意契約に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規程により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、平成24年度防災行政無線施設デジタル化増設工事。契約の方法は随意契約。契約金額は1億1,550万円。契約の相手方は松本市深志1丁目2番11号、株式会社日立国際電気、長野営業所でございます。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては総務課長から説明申し上げますのでご審議の上、原案可決くださいようお願い申し上げます。

○総務課長

事業課の方から当事業の工事の概要を申し上げます。防災行政無線の老朽化と総務省のデジタル化への指示を受けまして平成23年からこの更新事業に着手をしているところであります。昨年度の事業としまして、本局から一斉放送を行う設備としての同報系の関係を、避難所を併設している防災行政無線の拡声子局につきましては、補助事業をいただきながらその中で工事中であります。今回はその延長といたしまして、避難所から離れた補助事業の対象にならない所の単独の拡声小局につきましては17局の整備と、そして個別にも通信のできる、もう1波の波長の移動系と言います電波による通信手段があるわけですが、そちらの方の28局の携帯型無線機をここで導入する工事であります。なお、王城中継局から直接送信できない北

部地区につきましては、今後の工事ということになりますのでお含みをいただきたいと思ひます。以上でございます。よろしくご審議のほど、可決いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第29号、平成24年度防災行政無線施設デジタル化増設工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決されました。日程第32、議案第30号、辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

本議案は任期満了により新たに教育委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。平成24年9月30日をもって原美子、一ノ瀬一敏、両教育委員の任期が満了となります。両委員には2期8年の長きにわたって教育行政に心血を注いでいただき心より御礼を申し上げるところでございます。今回、新たに長田八重子、根橋久人、両氏を適任者と認め任命しようとするものであります。長田八重子氏におかれましては、長年栄養士、管理栄養士として県下各地の保健所、病院などで奉職され食のあり方等の問題を通して学校教育や社会教育に豊かな見識をお持ちであり、教育委員として適任と考えます。一方、根橋久人氏におかれましては地域の金融機関に長年在職され、教育行政に限らず、地域経済をはじめとする様々な視点からの深い見識をお持ちであり、教育委員として適任と考えます。両氏の任命につきましてご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。



○船木（7番）

この議案に何ら反対するものでもなく、また属人的にも反対はなく、むしろ適任者を任命したなという感じでありますけれども、この任命にあたってですね、どのような基準でこの2名の方々出されてきたかをお伺いしたいと思います。というのはですね、長田八重子さんについてはですね、ご主人が平成21年6月と平成24年6月に人権擁護委員の推薦について意見を求めるということで、議会に出されております。一家庭の中でこのように公職に2名つくのはいかなものかなという町民感情にどのように配慮をされていかれるのか。一番注目を浴びるのは当の本人たちでございますので、そこが町民感情、あくまでもやわらげるような基準があれば説明していただければ良いかな、こんなふうに思います。お願いいたします。

○町 長

ご指摘の件でございますけれども、一応推薦の仕方ということでございますけれども、教育委員の場合は各学校群ございますので、その中からその学校群の方が任期満了となればその学校群の中から選ぶということで、その中の適任者ということであります。たまたま人権擁護委員をご主人さんがやられて、今度また教育委員を奥さんということですが、それぞれこれも町から俸給を出すものではありません。殆ど、殆どと言いますか全くのボランティアと、ものであって人権擁護委員にありましては法務省の方の関係で町から推薦せよということですので、推薦をして議会の同意を得て国の方へ報告し、国の法務大臣が任命するものであるというふうに考えますし、またほかの給与を伴うような公平委員会だとか固定資産評価審議会とか教育委員会とか、また選挙管理委員会とか監査委員とか農業委員、これは給料報酬は伴っていますような、このような公職と言いますか行政委員会。これは法律によって決まっております。ものと、今申し上げましたように無報酬の中の、例えば行政相談員、人権擁護委員、民生委員、社会教育委員、体育指導員等は町の推薦のみでありまして、それぞれの団体所轄大臣によって、等によりまして任命されるものであり、無報酬のものでありということですのでそのへんであまり給料報酬が両方に出るようなものでは私どもは確かにいけないだろうかなと、いけないと言いますか、規程はないんですね。何人、夫婦でやっちゃいけないとか、兄弟でやっては、聞いてくれますか？いいですか。規程はありません。というようなことですが、特に、特に今のような人権擁護委員等に関しましては無報

酬のあれでありますし、そんなに問題にならないんじゃないかなというふうなこともあります。なお、住民感情という形になってまいりますと、これは際限なくいろんな状況が考えられますので、そういうことに関しては、また配慮してかなきゃならないのかなと、こんなように思うところであります。なお、推薦しました教育委員会の方からもう少し詳しくお答えをしたいと思います。

#### ○教育長

適任者と思われる方を最優先して考えるというふうに思っております。法律によりますと、同一の政党などが集中しないこと。それから保護者が1名は入ること。というのがありますが、そのほかにつきましてはなるべく多様な人を選びたいというふうに思っておりますので、同じ傾向の人が集中しないと。例えば男ばかりとか女ばかりとか、教員ばかりとか、何とかばかりとかいうふうにならないように配慮をしてきました。それともう一つ、今、町長も申しあげましたように町の場合、決まりではありませんけれども慣例として各学校区にバランス良くというふうに考えておりますので、今回任期満了になった方の学校区を基本にして選定をいたしました。以上です。

#### ○篠平（8番）

私もですね、議員としてこのおられる議員さんもちよっと、あくまでもルールは全くないと思います。夫婦であろうが、家族3人であろうが、そういったルールは全くないと思いますけれども、今、船木議員の言うのは住民目線からして夫婦で、しかも議会にかけると議決事項、この人事案件。その夫婦で時期がずれていけばいいけどいかがなものかなと、そのへんのところをね配慮していただけないかという提案だと思います。私ども議会においては、やはり人事案件にしては、否決することは好ましくありませんし、当人、このご両人にも何の責任もないんですよ。これは仮に否決してもね。ですからそのへんの配慮をどこの議会、私聞きましたけどね、今までこうやって私12年議会やってますけれど、夫婦揃って公職で、公職というのもしか議会に出された人事案件で夫婦でやるっていうのはいかがなものかな、住民目線からしてどうかなと、そのへんのところをね、配慮して、そしてこの人選も余裕を持ってね、余裕を持ってやっていただくということが良いんじゃない、これが民主主義でしかも民主主義というのは町民益になるということが民主主義でありますんで、そのへんの配慮しっかりしていただきたい。今後はそのへんのところをね、

改革するなり当然、教育委員は各区、区と言うか割当て例えば出て来ます。出て来ますけれども、広く、幅広く見ていただいた方が良くはないかなと。議会としてもね、これを否決するなんてこと絶対できませんし、そのへんのところの配慮ももうちょっとしていただきたいと、こういうことを船木議員の提案だと思えます。

○議長

ほかによろしいですか。

○教育長

ご意見を参考にさせていただいて、今後邁進したいと思っております。

○議長

よろしいですか。

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第30号、辰野町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第30号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第33、報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23年度財政指標等の報告について、報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23年度財政指標等の報告につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告をいたします。まず表に示してあります指標の数値でございますが、こちらは現在では、現在の時点では暫定値であります。確定につきましては11月でございますが、県の指導は終わっておりますので概ねこの数値となる見込みであります。まずはじめに、実質赤字比率でございます。一般会計等、いわゆる普通会計であります。辰野町ではこの普通会計につきましては一般会計と有線放送特別会計が対象となります。こちらの会計において、赤字が発生した場合、その額が標準財政規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。標準財政規模につきましては、左下にありますが当町では57億2,359万4,000円で、対前年

では 8,192 万 4,000 円の減となっております。この標準財政規模につきましては地方自治体が標準的な状態の時、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであります。標準税収入額、いわゆる税収ですね、それから、普通交付税、地方譲与税の合計額になります。この実質赤字比率につきましては赤字額が出ておりませんので、マイナスというような表示となっております。続いて次の欄の連結赤字比率でございますが、こちらは全ての会計が対象となります。やはり赤字が発生した場合の標準財政規模に対する割合でございます。こちらも赤字額が出ておりませんので同様の表示となっております。次の欄の実質公債費比率でございますが一般会計等が負担いたします一般会計における地方債の元利償還金、それから、翌年度以降にわたります債務負担行為に基づきます支出予定額、及び公営企業会計における地方債の純元利償還金など、公債費に準ずるものなど標準財政規模に対する割合でございます。これは 3 箇年の平均でございますが平成23年度が11.9%となりまして、昨年度に比べ 1.7 ポイント改善をされております。次の欄の将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき地方債の残高、それから、債務負担行為に基づく支出予定額、企業会計等、他会計の実質的な負債額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率は45.9%となりまして昨年度に比べ 3.8 ポイント改善をされております。次の行でございますが、この法律に規定されます早期健全化基準であります。実質赤字比率は 14.58 %。連結実質赤字比率は 19.58 %。これらの基準につきましては各市町村の標準財政規模により異なっております。実質公債費比率は25.0%。将来負担比率は 350.0 %となっております。次の行の財政再生基準は実質赤字比率が20.0%。連結実質赤字比率、実質公債費比率はともに 35.0%という基準でございます。早期健全化基準、財政再生基準、いずれの基準につきましても辰野町は基準値を下回っておりますので、財政指標からは健全財政を維持していると言えます。続きまして裏面の 2 ページをご覧ください。こちらは平成23年度公営企業会計における資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定によりまして報告をさせていただきます。こちら暫定値となっておりますので、お含みいただきたいと思っております。資金不足比率は資金不足が出た場合、その額が事業規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。事業規模は簡単に言えば営業収益でございます。一番左の欄、及び次の欄ですが、辰野町の法適用企業会計は上水道事業会計と辰野総合病院事業

会計の2会計でございます。次の欄の資金不足額・剰余額は2会計ともに剰余額、こちらはですね流動資産から流動負債を引いた額が黒字だということでございまして、上水道事業会計では5億4,345万2,000円。病院事業会計では2億9,324万8,000円の剰余額となっておりますので資金不足ではないため、右から2列目の欄、資金不足比率はマイナス表示となっております。また一番右の欄の経営健全化基準は20.0%であります。次に法非適用の企業会計でございますが、当町では簡易水道特別会計、小野簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計、及び農業集落排水処理施設特別会計の5会計でございますが、いずれの会計も資金不足額・剰余額欄にありますように、剰余額、こちらはですね歳入から歳出を引いた額が黒字でありまして、資金不足額は出ておりません。資金不足比率はやはり同様の表示となっております。またこちらの経営健全化基準も同様に20.0%となっております。以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成23年度決算に基づいた数値でございます。以上、財政指標等の報告とさせていただきます。

○議長

ただ今報告がありましたが、報告事項でありますので特にここでお聞きしたい点に限って質疑を行います。

(質疑なし)

○まちづくり政策課長

すみません。報告は以上のおりでございますけれども、特に実質公債費比率につきましては平成18年度からこの指標が用いられてきまして、町の財政の大きな判断基準となっております。平成18年度が24.2%、それから23.0%、21.0%、それから19.0%、それから16.0%、昨年が13.6%だと思っておりますけれども、今年度は11.9%ということでございますけれども、こちらにつきましてはですね特に皆さん方、心配されていると思っておりますけれども今年度、あるいは昨年度ですね病院の方で20億ぐらいの起債を借りております。こちらについてはですね、今年度、あるいは来年度から償還が始まりますけれども、標準財政規模、50数億に対してですね約1億ずつ返してまいりますと2.0%ぐらい上乘せになりますけれども、それ以外の一般会計、あるいは特別会計の起債の償還もですね減ってまいりますので、おそらく来年度以降もですねこの数値、もしくはですね若干、下がるだろうという見込みでござい

す。以上です。

○議長

よろしいですか。

質疑を終結します。日程第34、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表 朗読)

○議長

以上、請願・陳情 5 件については総務産業常任委員会へ付託することにいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。

#### 1 1 . 散会の時期

9 月 3 日 12 時 23 分 散会